

3-1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 昨年度 の人件費率
令和 6年 度	人 390,551	千円 237,637,609	千円 1,185,115	千円 27,210,806	% 11.5	% 10.9

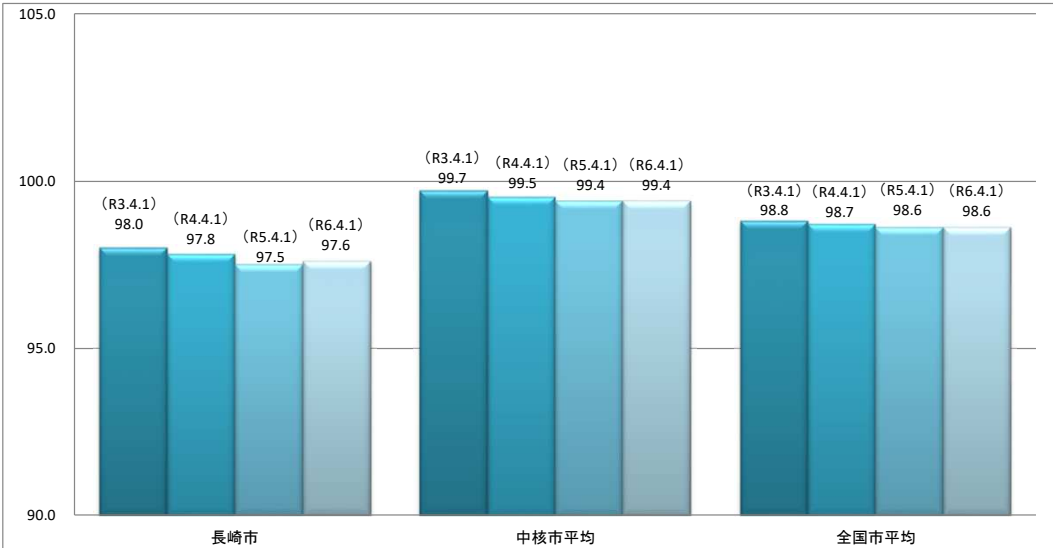
(注) 人件費には特別職(市長、副市長及び市議会議員など)の報酬、給料、退職手当負担金、共済組合負担金などが含まれます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年 度	人 2,857	千円 10,270,755	千円 2,447,608	千円 4,594,968	千円 17,313,331	千円 6,059	千円 6,293

(注) 1 職員手当には、退職手当は含まれていません。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員は含まれていません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。
※ なお、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））は108人であり、当該職員を含んだ場合、職員数は2,965人となり、一人当たり給与費は5,839千円となります。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 中核市平均は、各中核市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年1月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、2年3箇月間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び長崎市の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、長崎市においても3%を支給。国の見直し内容を踏まえ、令和7年度から段階的に廃止。
(実施時期) 令和7年度から、国に準じて段階的に廃止(R7:2%、R8:1%、R9:廃止)

(参考)

	平成27年度の支給割合		平成28 年度の 支給割合	平成29 年度の 支給割合	平成30 年度の 支給割合	令和元年 度の 支給割合	令和2年 度の 支給割合	令和3年 度の 支給割合	令和4年 度の 支給割合	令和5年 度の 支給割合	令和6年 度の 支給割合	令和7年 度の 支給割合
	4月1日時点	遡及改定後										
国基準による支給割合	3%	—	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	2%
長崎市の支給割合	3%	—	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	2%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年1月1日実施)

3－2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職				
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長 崎 市	41.9 歳	321,075 円	390,985 円	353,128 円
長 崎 県	42.7 歳	326,774 円	397,226 円	358,466 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
中核市平均 (令和6年度)	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

②技能労務職										
区 分		公 務 員				民 間			参 考	
		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長 崎 市		48.3 歳	137 人	284,665 円	316,877 円	304,128 円	—	—	円	—
うち、 主な区分	清掃職員	43.7 歳	95 人	276,917 円	314,547 円	299,275 円	廃棄物処理業 従業員	47.7 歳	314,900 円	1.00
	調理員	60.9 歳	3 人	271,167 円	281,985 円	276,590 円	飲食物調理従 事者	48.4 歳	208,000 円	1.36
	用務員	58.8 歳	34 人	307,868 円	324,070 円	319,784 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.32
	自動車運転手	56.6 歳	5 人	282,200 円	333,167 円	306,400 円	自家用乗用自 動車運転者	57.2 歳	188,000 円	1.77
長崎県		58.4 歳	108 人	329,535 円	366,597 円	345,354 円	—	— 円	— 円	—
国		51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	— 円	— 円	—
中核市平均 (令和6年度)		50.9 歳	183 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円	—	— 円	— 円	—

区 分		参 考 年取ベース（試算値）の比較		
		公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長崎市		4,992,427 円	—	—
うち、 主な 区分	清掃職員	5,021,240 円	4,321,100 円	1.16
	調理員	4,391,642 円	2,827,500 円	1.55
	用務員	5,192,504 円	3,253,900 円	1.60
	自動車運転手	5,357,876 円	2,181,600 円	2.46

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）
このうち、廃棄物処理業従業員、用務員については全国平均の数値を、これら以外の職種は長崎県平均の数値を使用しています。
※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
※ 年取ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等学校教育職			
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長 崎 市	50.3 歳	391,039 円	455,072 円
長 崎 県	45.8 歳	381,480 円	435,067 円
中核市平均 (令和6年度)	46.4 歳	381,406 円	446,739 円

④小・中学校教育職			
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長 崎 市	39.5 歳	332,600 円	354,468 円
長 崎 県	44.8 歳	370,645 円	416,956 円
中核市平均 (令和6年度)	39.8 歳	314,557 円	367,988 円

⑤消防職				
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長 崎 市	36.7 歳	298,310 円	370,478 円	328,489 円
中核市平均 (令和6年度)	39.0 歳	312,133 円	409,367 円	357,734 円

⑥フルタイム会計年度任用職員			
区 分	職員数	平均給料月額	平均給与月額
長 崎 市	70 人	227,233 円	231,778 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区	分	長 崎 市	長 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	185,400 円	－ 円
	中 学 卒	円	171,300 円	－ 円
高等学校 教 育 職	大 学 卒	246,300 円	246,300 円	－ 円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	246,300 円	246,300 円	－ 円
	短 大 卒	225,500 円	225,500 円	－ 円
消 防 職	大 学 卒	225,600 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	201,000 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

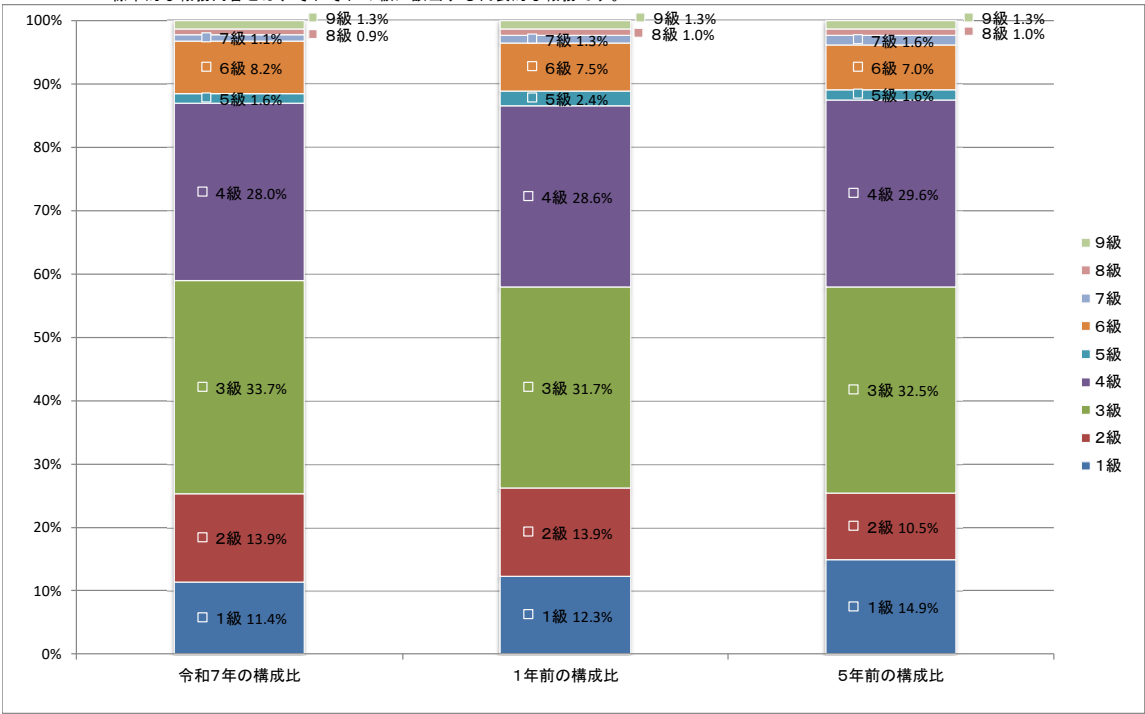
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	280,926 円	357,759 円	377,174 円	388,002 円
	高 校 卒	250,371 円	333,000 円	345,118 円	365,275 円
技能労務職	高 校 卒	241,900 円	292,300 円	円	318,000 円
	中 学 卒	円	円	円	円
高等学校 教 育 職	大 学 卒	315,650 円	円	405,100 円	457,800 円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	円	円	円	円
	短 大 卒	円	円	円	円
消 防 職	大 学 卒	285,220 円	362,533 円	378,225 円	386,533 円
	高 校 卒	円	332,800 円	370,650 円	383,700 円

3-3 一般行政職の級別職員数等の状況（企業職員以外、各任命権者共通）

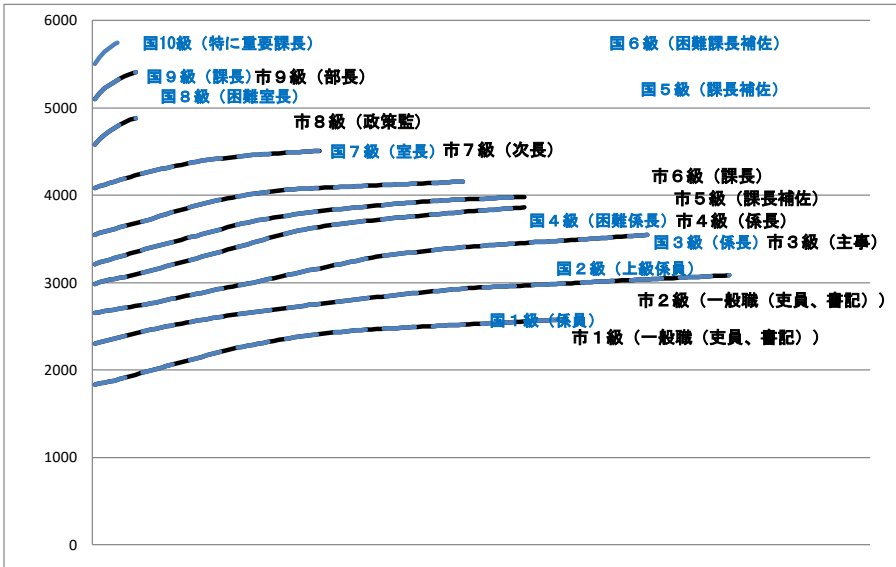
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	職員	197人	11.4%	183,500円	258,100円
2級	職員（高度業務）	242人	13.9%	230,000円	308,500円
3級	主事・技師	585人	33.7%	265,300円	354,700円
4級	係長・副主幹・専門官・主任	485人	28.0%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐・上席専門官	27人	1.6%	321,300円	398,200円
6級	課長・主幹	143人	8.2%	355,200円	415,700円
7級	次長	19人	1.1%	408,300円	450,900円
8級	部長・理事	15人	0.9%	456,300円	488,500円
9級	部長（困難業務）・局長	22人	1.3%	510,200円	540,900円
計		1,735人	100.0%		

(注) 1 長崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

3－4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 崎 市	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,611 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,712 千円	－
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。
2 期末手当、勤勉手当は、民間事業所での賞与などにあたります。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

長 崎 市	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.7090 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算） 1人当たり平均支給額 1,762千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.7090 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算） 20,152千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2 退職手当は、退職時の給料に一定の支給率を乗じた額と職務の級などに応じた額の合計額が支給されます。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		369,519 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		123 千円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京事務所	20 %	10 人	20 %
医師・歯科医師	16 %	8 人	16 %
上記以外	2 %	3,024 人	2 %
地域手当補正後ラスバイレ指数			97.6
（ラスバイレ指数）			97.6

（注） 地域手当補正後ラスバイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスバイレ指数です。
（補正前のラスバイレ指数×（1+長崎市の地域手当支給率）/（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出しています。）

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）		39,184 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		13 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度決算）		20.8 %		
手当の種類（手当数）		10 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 6 年度決算）	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	落下の恐れのある高所で作業に従事する職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う維持補修等の作業に従事したとき。	6 千円	日額 220円 ※
		10m以上20m未満 20m以上		日額 320円 ※
坑内作業手当	地下において調査等の作業に従事する職員	トンネルの坑内でトンネル掘り作業又はたて坑の坑内で掘削作業（作業の検査及び監督の業務を含む）、地質の調査の作業に従事したとき	1 千円	日額 560円 ※
道路上作業手当	道路上において作業に従事する職員	交通を遮断することなく行う2車線以上の道路の維持補修等の作業に従事したとき（深夜の時間帯（午後10時から午前5時まで）を除く）	813 千円	日額 300円 ※
災害応急作業等手当	災害時に作業に従事する職員	①異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止されている道路、港湾施設等において行う巡回監視の作業に従事したとき	232 千円	日額 710円 ※
		②上記現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくはは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき		日額 1,080円 ※
		③異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害配備又は遭難救助に従事したとき		日額 840円
放射線取扱手当	放射線照射作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又はその補助の作業に従事したとき（月の放射線実効線量100マイクロシーベルト以上の被ばく）	84 千円	月額 7,000円
感染症防疫等業務手当	感染の危険がある作業等に従事する職員	①感染症病棟若しくは感染症病室等に配置されている医師以外の職員（これに相当する職員を含む）が感染症の病原体に汚染されている区域内で患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくはは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき	0 千円	日額 290円
死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱作業等に従事する職員	①行旅死亡人等の取扱作業に従事したとき	1,726 千円	1件 1,000円
		②葬斎場の汽かん員が遺体処理作業に従事したとき		日額 1,000円 ※
一般廃棄物収集作業手当	一般廃棄物の収集作業のうち、引き出し地区での引き出しによる収集作業に従事する職員	環境部の現業職員が一般廃棄物の収集作業のうち、引き出し地区での引き出しによる収集作業に従事したとき	5,551 千円	日額 570円 ※
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務が深夜において行われる業務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき	23,925 千円	1 回 1,100円
		深夜の全部		1 回 730円
		深夜の一部 2 時間以上 2 時間未満		1 回 410円
夜間看護等手当	診療所に勤務する職員	診療所に勤務する職員が、正規の勤務時間以外の時間において、救急外来等の対応のため待機時に呼び出しを受けて、1 時間以上当該業務に従事したとき	0 千円	1 回 1,620円

（注） 1 作業に従事した時間が 1 日につき4時間未満の場合は 上記単価に 60/100 を乗じた額となります。
2 教職員に係る長崎県の条例に基づき支給される手当は除きます。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	834,339 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	313 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	774,278 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	285 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平 均 支 給 年 額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給されます。 ・配偶者 行政職給料表8・9級の職員 } 支給なし 医療職給料表（1）4級の職員 } 上記以外の職員 3,000円 ・父母等 行政職給料表9級の職員 } 支給なし 医療職給料表（1）4級の職員 } 行政職給料表8級の職員 3,500円 上記以外の職員 6,500円 ・子 11,500円 ・16歳～22歳までの子 5,000円加算	同じ	—	306,016 千円	232,182 円
住居手当	借家・借間に居住し、一定額（16,000円）を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給されます。 借家・借間（家賃月額16,000円以上） 家賃額に応じて最高 28,000円	同じ	—	278,190 千円	283,868 円
通勤手当	通勤のために交通機関等（電車、バス等）を利用し、運賃を負担している職員又は交通用具（自動車等）を使用する職員に対して支給されます。 交通機関利用（電車、バス等） 運賃等に応じて最高150,000円 交通用具使用 距離に応じて最高47,030円	異なる	（国の制度） 交通用具使用 距離に応じて最高47,030円	273,188 千円	114,689 円
初任給調整手当	医師及び歯科医師として新たに採用された職員に対し月額308,600円を、獣医師として新たに採用された職員に対し月額30,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から医師及び歯科医師は35年以内、獣医師は20年以内の期間支給されます。	同じ	—	11,256 千円	1,125,600 円
単身赴任手当	事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い住居を移転し、単身で生活することを常況とする職員で配偶者の住居から事務所に通勤することが困難な職員に対し、月額100,000円の範囲内の額を支給されます。	同じ	—	3,582 千円	597,000 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を行う職員に対しその勤務1回につき4,400円の範囲内で支給されます。	同じ	—	233 千円	46,640 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、その職務の特殊性に応じて給料月額の100分の25の範囲内で支給されます。	同じ	—	221,365 千円	771,307 円
休日勤務手当	祝日法による休日又は年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務する職員に対し、その勤務1時間につき正規の勤務時間における1時間当たりの給与額の100分の135の割合で支給されます。	同じ	—	155,924 千円	51,992 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、その勤務1時間につき正規の勤務時間における1時間当たりの給与額の100分の25の割合で支給されます。	同じ	—	27,084 千円	61,138 円
管理職員特別勤務手当	勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日において、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務する管理職員、また、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員に対し、勤務1回につき12,000円の範囲内で支給されます。	同じ	—	1,226 千円	29,902 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校に勤務する教育職員に支給されます（月額8,000円の範囲内で給料の級号給の区分に応じて支給）。	—	—	3,927 千円	87,260 円

3－5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等			
	（参考）中核市における最高／最低額			
給料 報酬	市 長	1,096,000 円	1,180,000 円	707,000 円
	副 市 長	892,000 円	960,000 円	696,000 円
	議 長	744,000 円	823,000 円	584,000 円
	副 議 長	679,000 円	747,000 円	504,000 円
期末 手当	議 員	625,000 円	700,000 円	475,000 円
	市 長	令和7年度支給割合 ※（ ）は令和6年度支給割合		
	副 市 長	6月期 1.725月分 12月期 1.725月分 計 3.450月分 (1.700) (1.700) (3.400)		
	議 長	令和6年度支給割合 ※（ ）は令和5年度支給割合		
退職 手当	副 議 長	6月期 1.725月分 12月期 1.725月分 計 3.450月分 (1.700) (1.700) (3.400)		
	議 員			
	市 長	（算定方式） （1期の手当額） （支給時期） 給料月額×51/100×在職月数 26,830,080円 （任期毎） 給料月額×35/100×在職月数 14,985,600円 （任期毎）		

（注） 退職手当の「1期の手当額」は、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3-6 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 昨年度(5年度)の総費用に占める 職員給与費比率
	A		B		
令和6年度	千円 20,013,067	千円 2,154,055	千円 1,635,207	% 8.2	% 7.2

(注) 1 人件費には特別職の給料、退職手当負担金及び共済組合負担金などが含まれています。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まれていません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 271	千円 978,637	千円 191,890	千円 399,199	千円 1,569,726	千円 5,792	千円 0

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費について、再任用職員（短時間勤務）及びフルタイム会計年度任用職員が含まれています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
長崎市（水道）	42.5 歳	318,635 円	489,752 円
長崎市（下水道）	39.9 歳	336,182 円	508,747 円
市町村平均（水道） （令和5年度）	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
市町村平均（下水道） （令和5年度）	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 1 「平均月収額」は、職員1人当たりの平均年収額を12で除して得たものです。
2 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長崎市上下水道事業		長崎市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,473 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,532 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
2 期末手当・勤勉手当は、民間事業所での賞与などにあたります。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

長崎市上下水道事業			長崎市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）		
1人当たり平均支給額	787 千円	19,226 千円	1人当たり平均支給額	1,678 千円	21,165 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2 退職手当は、退職時の給料に一定の支給率を乗じた額と職務の級などに応じた額の合計額が支給されます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		30,644 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		113 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
長崎地域	2 %	270 人	2 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			2,051 千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			33 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）			23.2 %	
手当の種類（手当数）			5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	落下の恐れのある高所で作業に従事する職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う維持補修等の作業に従事したとき	－ 千円	日額 220円 ※1
		10m以上20m未満 20m以上		日額 320円 ※1
坑内作業手当	地下において調査等の作業に従事する職員	トンネルの坑内でトンネル掘り作業又はたて杭の坑内で掘削作業（作業の検査及び監督の業務を含む）、地質の調査の作業に従事したとき	－ 千円	日額 560円 ※1

道路上作業手当	道路上において作業に従事する職員	交通を遮断することなく行う2車線以上の道路の維持補修等の作業に従事したとき（深夜の時間帯（午後10時から午前5時まで）を除く）	250	千円	日額 300円 ※1
災害時応急作業等手当	災害時等に作業に従事する職員	①異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止されている道路、港湾施設等において行う巡回監視の作業に従事したとき	－	千円	日額 710円 ※1、※2
		②上記現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	－	千円	日額 1,080円 ※1、※2
		③災害救助法が適用された災害発生区域において行う水道水の供給、上下水道施設の応急復旧その他管理者が適当と認める作業に従事したとき	251	千円	日額 1,080円 ※1、※2
		④災害救助法が適用された区域における①の作業に従事したとき	－	千円	日額 1,080円 ※1、※2
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務が深夜において行われる業務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき	1,550	千円	深夜の全部 1回 1,100円
		深夜の一部 2時間以上			1回 730円
		深夜の一部 2時間未満			1回 410円

※1 作業に従事した時間が1日につき4時間未満の場合は 上記単価に 60/100 を乗じた額

※2 ①作業の一部または全部が日没時から日出時までの間に行われた場合は 上記単価に50/100に相当する額を加算した額

②作業が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合は 上記単価に100/100に相当する額を加算した額

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	63,742 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	252 千円
支給実績（令和5年度決算）	67,000 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	259 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給されます。 配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 16歳～22歳までの子 5,000円加算	同じ	—	29,191 千円	237,322 円
住居手当	借家・借間に居住し、一定額（16,000円）を超える家賃を支払っている職員に支給されます。 借家・借間（家賃月額16,000円以上） 家賃額に応じて最高 28,000円	同じ	—	24,562 千円	327,494 円
通勤手当	通勤のために交通機関等（電車、バス等）を利用し、運賃を負担している職員又は交通用具（自動車等）を使用する職員に対して支給されます。 交通機関利用（電車、バス等） 運賃等に応じて最高150,000円 交通用具使用 距離に応じて最高50,885円	同じ	—	24,186 千円	140,615 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、その職務の特殊性に応じて給料月額額の 100分の25の範囲内で支給されます。（職名に応じた区分、職務の級に応じた額）	同じ	—	13,669 千円	759,400 円
休日勤務手当	祝日法による休日又は年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務する職員に対し、その勤務1時間につき正規の勤務時間における1時間当たりの給与額の 100分の135 の割合で支給されます。	同じ	—	2,181 千円	155,754 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、その勤務1時間につき正規の勤務時間における1時間当たりの給与額の 100分の25の割合で支給されます。	同じ	—	3,846 千円	183,120 円
管理職員特別勤務手当	週休日、祝日法による休日又は年末年始の休日において、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務する管理職員に対し、勤務1回につき12,000円の範囲内で支給されます。 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合は、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額で支給されます。	同じ	—	— 千円	— 円